## 〇総務省令第六号

分  $\mathcal{O}$ 地 地 方 方 交 交 付 付 税 税 法  $\mathcal{O}$ 昭昭 交 和二十 付 時 期 五. 及 び 年 交付 法 律第二百十一 額  $\bigcirc$ 特 例 に 号) 関 はする省が 第十六条 合を次 第二  $\mathcal{O}$ よう 項  $\mathcal{O}$ ĺ 規 定 定に基づき、 め る。 平成二十六 年度

平成二十七年二月十二日

総務大臣 山本 早苗

平. 成二十六年度分の 地方交付税の交付時期及び交付額の特例に関する 省

定 + 百 に 七 十一号)第 平 ょ 年 成二十六年度分として交付 り 法 交付 律 第 することとし + - 六条: 号) 附 第一 則 第二 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ た 規定 普 項 すべ 及 通 に 交 び き地 普 付 か か 通 税 方交付 交 わ  $\mathcal{O}$ 付 5 額 ず、 か 税 税 ら、 に 関 に 同 既 す 法 0 ١, に る 交付 省 地 方 て 令 は、 交付 L ( 昭 た 地 普 方 交 和三 税 通 法 交付 付 +  $\mathcal{O}$ 税法 七 部 年 税 を改 自  $\mathcal{O}$ (昭 額 治 を 省 Ē 和二 令第 する 控 + 除 法律 十七 五年法律 L た 号) 額 平 を 平 · 成 二  $\mathcal{O}$ 第二 成 規

附則

<u>二</u> 十

七

年二

月

に

お

いて

交付

す

る。

この省令は、公布の日から施行する。